

2014年10月31日

## 営業秘密の保護に関する制度についてのコメント

一橋大学教授 相澤英孝

## 1. 外国における営業秘密の不正使用

現在における営業秘密の保護に関する最大の課題は、新興国、発展途上国における営業秘密の不正使用である。営業秘密の不正使用により外国において生産された製品に対する権利行使を認めなければ、営業秘密の不正使用の問題の根源である外国企業による営業秘密の不正取得や不正使用を抑制することはできない。

## 2. 営業秘密の不正使用に対する救済

営業秘密の不正を抑制するためには、営業秘密の不正使用によって得られる利益を剥奪するような損害賠償を認めなければならない。独占禁止法違反に対する利益を超える課徴金が認められている以上、侵害者が得た利益を超える損害賠償を認めることに法制度上の問題はないというべきである。

また、外国における営業秘密の不正使用を抑止するためには、日本国内への製品の流入を阻止するための水際措置は欠かせない。

## 3. 営業秘密の不正使用に関する手続

営業秘密の不正使用を立証するためには、侵害者の有する情報を開示することが欠かせない。そのためには、侵害者の有する文書等を開示させる制度が重要であり、文書提出命令の範囲の拡大及び命令違反に対する制裁の明確化が必要である。

## 4. サイバー攻撃による営業秘密の不正取得

サイバー攻撃による営業秘密を含めた情報の不正取得は国家的な問題であり、これを防止すべく特別な措置をとるべきである。

## 5. 営業秘密保護法制

営業秘密の保護に対しては、外国における不正使用を含めて、財産的情報の保護制度の一環をなす不正競争防止法に規定すべきである。将来的には、その他の知的財産権の外国における侵害を不正競争とすることも検討すべき課題である。

## 6. 営業秘密の不正使用等に関する刑事罰についての留意事項

司法制度の未整備な外国における営業秘密の不正使用等に関する刑事罰規定により、現地の日本企業の責任者等が理由のない刑事訴追に曝される虞があり、刑事罰規定については、国際的な配慮をしなければならない。